



平成26年5月12日

各位

会社名 株式会社大分銀行  
代表者名 取締役頭取 姫野昌治  
(コード番号 8392 東証第一部、福証)  
問合せ先 総務部長 宮本 尚  
(TEL. 097-538-7510)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成26年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月26日開催予定の第208期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 会社法第427条第1項ほかの規定により、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、「社外取締役の責任限定契約」「社外監査役の責任限定契約」の条文を追加するものであります。なお、社外取締役との間の責任限定契約に関する規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 上記新設に伴い一部条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(注) 変更を要する条文のみ掲げております。

\_\_\_\_\_を表示した箇所が変更部分を示します。

| 現行定款<br>(新設)                | 変更案  |
|-----------------------------|--|
| 第31条～第40条<br>(条文省略)<br>(新設) | (社外取締役の責任限定契約)<br>第31条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。<br>第32条～第41条<br>(現行どおり)<br>(社外監査役の責任限定契約)<br>第42条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項に規定する社外監査 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 第41条～第48条<br>(条文省略) | <u>役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u><br>第43条～50条<br>(現行どおり) |
|---------------------|--|

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月26日(木)

定款変更の効力発生日 平成26年6月26日(木)

以上